

**【新設】（未収の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額の控除）**

**16-3の2-1** 法人が各事業年度終了の日までに支払を受けていない集団投資信託の収益の分配を当該事業年度の確定した決算において収益として計上し、当該収益の分配（所得税法第23条第1項《利子所得》に規定する利子等に該当するものについては当該事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、同法第24条第1項《配当所得》に規定する配当等に該当するものについてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。）に係る法第69条の2第1項《分配時調整外国税相当額の控除》に規定する分配時調整外国税相当額（以下16-3の2-4までにおいて「分配時調整外国税相当額」という。）を当該事業年度の法人税の額から控除した場合には、その控除を認める。

**【解説】**

- 1 平成30年度の税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度（法69の2、以下「本制度」という。）が創設され、これまで所得税額の控除制度（法68）による税額控除が行われていた所得税の額のうち分配時調整外国税相当額については、新たな税額控除制度として措置された本制度により税額控除を行うこととされた（法69の2①）。本制度は、内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合に、分配時調整外国税（外国の法令により課される所得税に相当する税のうち一定のものをいう。）の額で所得税法の規定によりその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額）につき、その元本の所有期間などに応じた一定の方法により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除するというものであり、その基本的な制度設計は、所得税額の控除制度と同様となっている。
- 2 ところで、所得税額の控除制度では、当該事業年度終了の日までに利払期は到来しているもののその支払を受けていない利子及び配当等を当該事業年度の確定した決算で収益として計上した場合におけるその利子及び配当等につき納付すべき所得税の額について、当該事業年度において税額控除を認める旨の取扱いを、法人税基本通達16-2-2《未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除》で定めている。この取扱いは、本制度の対象とする集団投資信託の収益の分配でも同様のことが言えることから、同通達と並びの取扱いを本制度に係る通達として定めることとしたものである。
- 3 なお、上場株式等の配当等の交付を受ける場合における配当等（措法9の3の2）及びいわゆる法定4ビークルから配当等の支払を受ける場合における各配当等（措法9の6～9の6の4）に係る外国所得税について本制度により税額控除を行う場合にも、本通達の取扱いは適用されることに、併せて留意が必要である（この詳細は、法人税基本通達16-3の2-5《上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い》の【解説】を参照）。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3の2-1）を定めている。